

個人情報保護規則作成例

※下線は、法改正により改訂した箇所

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、学校法人〇〇学園（以下「学園」という。）が個人情報を取得、利用、保管、その他の取扱いを行うについて必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）における個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、別に定める。（1）

(定義)

第2条 この規則で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「個人情報」とは、生存する個人（役員、職員、学生等、現在及び過去に学園と関わった者すべてを含む。）に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。（2）

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号等により特定の個人を識別することができるもの

イ 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの

ウ 個人識別符号（身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、又はカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。）が含まれるもの（3）

(2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。（4）

(3) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したもの（（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。））をいう。（5）

(4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 「保有個人データ」とは、学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ（6か月以内に消去するものを除く。）をいう。（6）

(6) 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。（7）

(役職員等の責務)

第3条 理事、監事、評議員及び職員（以下「役職員等」という。）は、この規則その他学園の諸規定を遵守し、個人情報保護の責務を負う。

- 2 役職員等は、職務等により知り得た個人情報を、故意又は過失により、漏えいし、滅失し若しくは損壊し、又は不当な目的に利用してはならない。その地位を退いた後においても同様とする。
- 3 学園は、学生に対して、個人情報の適正な取扱いにつき、適切に指導及び啓蒙活動を行うことに努めるものとする。

(適用除外)

第4条 この規則は、大学が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には適用しない。ただし、その場合においても、できる限りこの規則に準じて個人情報を取り扱うようにするなど、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（8）

第2章 個人情報の取得、利用

(適正取得)

第5条 学園は、適法かつ相当な手段により個人情報を取得しなければならない。（9）

(利用目的の特定、通知又は公表)

第6条 学園は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。（10）

- 2 前項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知、又は公表しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（CD、録音テープ、web入力等を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ（人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は事後速やかに）、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。（11）

4 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。（12）

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、又は学園の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的の制限、変更)

第7条 取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。（13）
- 3 前2項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除

き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。 (14)

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(要配慮個人情報の取得) (15)

第8条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとする。

2 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 前条第3項各号に該当する場合
- (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合
- (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (4) 第18条第4項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

第3章 個人データの安全管理

(適正な管理)

第9条 学園は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。 (16)

2 学園は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (17)

(個人情報保護管理者) (18)

第10条 学園に、個人情報の保護・管理に関する責任を担う個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置き、大学に関しては学長、高校に関しては校長、法人事務局に関しては法人事務局長をもって充てる。

2 管理者は、所管する部署における個人データを総括的に管理するとともに、各部署で個人情報を取り扱う者（以下「取扱担当者」という。）に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(内部監査)

第11条 内部監査室は、個人データを取り扱う部署における個人情報の取得・利用・保管・管理等の状況について、定期又は随時に監査を行い、その結果を管理者に報告する。管理者は、その報告に基づき、安全管理措置等の見直し及び改善に取り組むものとする。

(個人情報保護委員会)

第12条 個人情報の保護を適正に行うため、学園に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 管理者
- (2) 各学部長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 図書館長
- (6) 総務部長
- (7) 内部監査室長
- (8) その他学園の委嘱した者

3 委員会の委員長は、学長をもって充て、委員長が招集及び議事の進行を行う。委員長は、必要に応じ関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

4 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護・取扱・安全管理等に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 新たなりスクに対応するための個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた取組み
- (3) 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止若しくは消去の要求、利用目的の通知の請求又は苦情申立てがあった場合に、管理者から付議された事項
- (4) その他個人情報の保護のために必要な事項

5 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

（個人データの管理）

第13条 管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、所管の事務室に備え置く。（19）

- (1) 個人情報データベース等の名称
- (2) 個人データから識別される本人の属性等
- (3) 個人データの項目
- (4) 利用目的
- (5) 取扱部署、責任者
- (6) 個人データの保管期間
- (7) その他必要な事項

2 各部署の取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の事項を記録しなければならない。（20）

- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
- (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
- (3) 個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
- (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

3 管理者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。

（情報漏えいへの対応）（21）

第14条 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理者は、理事長に報告するとともに、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 文部科学省及び個人情報保護委員会（内閣府外局）等への事実関係及び再発防止策等の報告
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表

（物理的・技術的安全管理措置）（22）

第15条 入退室者による不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の防止のための技術的安全管理措置については、別に定める。

第4章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

（委託）（23）

第16条 学園が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託する場合には、個人データを提供することができる。

2 前項の場合、学園は、委託された当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 前項の監督のため、学園は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制、規程整備等の状況の確認（必要に応じ個人データの取扱場所での現地確認等）をし、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。

4 第2項の監督のため、委託先と締結する委託契約に、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 委託先における個人データを取り扱う者の明確化に関する事項
- (2) 委託先において講ずべき安全管理措置の内容
- (3) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん、複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止
- (4) 委託先の秘密の保持に関する事項
- (5) 委託された個人データの再委託の可否及び条件等に関する事項
- (6) 委託契約終了の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除に関する事項
- (7) 委託契約内容が遵守されなかった場合の損害賠償その他の措置に関する事項
- (8) 委託先において個人データの漏えい事故等が発生した場合の報告義務及び責任に関する事項
- (9) 委託契約期間等に関する事項

5 管理者は、委託契約の内容の実施状況を把握するため、委託先に対し定期的又は臨時的に監査等を行うこととする。

（共同利用）（24）

第17条 学園は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人

データを提供することができる。

2 前項の場合において、学園は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 個人データを共同利用する旨
- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(第三者への提供)

第18条 学園は、第7条第3項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(25)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たときは（なお、個人情報保護委員会への届出は、電子情報処理組織を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う）、当該個人データを第三者に提供することができる。(26)

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(5) 前号の本人の求めを受け付ける方法

3 前項の規定は、要配慮個人情報について適用しない。

4 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。(27)

- (1) 第16条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合
- (2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
- (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

5 学園は、当該提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複製複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(外国の第三者への提供)

第19条 学園は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供することができる。(28)

- (1) 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ていること。
- (2) 学園と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
- (4) 第7条第3項各号に該当すること。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第20条 個人データを第三者へ提供したとき（第7条第3項各号に該当する場合又は18条第4項各号に該当する場合を除く。）には、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。（29）

- (1) 本人の同意を得ている旨（第18条第2項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日）
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。
- 3 学園は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。
- (1) 第1項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合 最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日まで
 - (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合 最後に個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日まで
 - (3) 前2号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

（第三者からの提供）（30）

第21条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、管理者は、次の事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第7条第3項各号又は第18条第4項各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項により個人データの提供を受けた場合、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- (1) 本人の同意を得ている旨（第18条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は個人データの提供を受けた年月日）
 - (2) 前項各号に掲げる確認事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
 - (5) 第18条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護委員会（内閣府外局）による公表がされている旨
- 3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、すみやかに作成しなければならない。

ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

4 学園は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

(1) 第2項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合 最後に個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日まで

(2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合 最後に個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日まで

(3) 前2号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

第5章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

(保有個人データの本人への周知) (31)

第22条 学園は、保有個人データに関し、次に掲げる事項をホームページ等に掲載し、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 学園の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号、第2号に該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知請求（次条）、開示請求（第24条）、訂正等の請求（第25条）、又は利用停止等の請求（第26条）に応じる手続（請求等に係る手数料を含む。）
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先

(利用目的の通知請求) (32)

第23条 本人は、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、学生証、職員証、身分証明書、代理権を有することを証明する書面等により本人又は代理人であることを明らかにし、学園の定める所定の請求書を、学園の定める手数料とともに管理者に提出して行わなければならない。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第2号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第6条第4項第1号、第2号に該当する場合

4 管理者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示請求) (33)

第24条 本人は、学園に対し、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、前条第2項に定める手続に準じて行わなければならない。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 4 管理者は、開示を求められた保有個人データの全部又は一部の開示につき、必要に応じて、委員会に付議し、意見を聴くことができる。
- 5 開示は、当該保有個人データの記載されている文書の写しを交付する方法により行う。当該保有個人データが、コンピュータ処理用の個人情報データファイルを構成するものである場合は、コンピュータによって出力した帳票の交付をもって行う。ただし、本人の同意があれば、その他の適宜な方法をもって開示することができる。
- 6 管理者は、保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの訂正等) (34)

第25条 本人は、学園に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 前項の請求は、**第23条第2項**に定める手続に準じて行わなければならない。ただし、手数料は必要としない。
- 3 管理者は、第1項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 管理者は、第1項の請求に係る保有個人データの全部又は一部の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等) (35)

第26条 本人は、学園に対し、自己に関する個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- (1) **第7条**の規定に違反して目的外利用されているとき。
- (2) 不正の手段により取得されたものであるとき。
- (3) **第8条**の規定に違反して要配慮個人情報が取得されているとき。
- (4) **第18条**又は**第19条**の規定に違反して第三者に提供されているとき。
- 2 請求の手続については、前条第2項の規定を準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。
- 4 管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(苦情処理) (36)

第27条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 学園は、苦情処理等の窓口を総務部総務課に設置し、本人から苦情の申出を受けた場合は、直ちにその旨を、当該個人情報に所管する管理者に報告する。
- 3 前項の報告を受けた管理者は、必要に応じて委員会に付議し意見を聴くなど、当該苦情に対し、適切に対応しなければならない。

第6章 匿名加工情報の作成等及び義務 (37)

(匿名加工情報の作成等)

第28条 学園は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

(匿名加工情報の第三者提供)

第29条 学園は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

(識別行為の禁止)

第30条 学園は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第31条 学園は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

第7章 雑則

(関係法令の適用)

第32条 この規則に定めのない事項及びこの規則の解釈適用は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令に従う。

(改廃)

第33条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

(注) 法 : 個人情報の保護に関する法律

政令 : 個人情報の保護に関する法律施行令

規則 : 個人情報の保護に関する法律施行規則

ガイドライン : 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

1 特定個人情報

特定個人情報の取扱規則を、既存の個人情報保護規則にまとめて一つにする方法もありますが、個人情報保護法とマイナンバー法には扱いの違いがあり、適用の有無で複雑となるため、この作成例では、別の規則とし、個人情報の対象から外しています。

2 個人情報の対象者

法2条1項。

個人情報保護法で対象とされている「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、その情報自体あるいは他の情報との照合によって、その情報が誰の情報なのかが分かるものをいいます。(なお、「3 個人識別符号」も参照。)

したがって、学校法人が有する情報のうち、在学中の学生や在職中の職員・役員などの個人情報だけでなく、卒業生、オープンキャンパスに参加しただけの者、過去に入試を受験しただけの者などの個人情報も「個人情報」であり、過去の職員、過去に職員採用試験を受験しただけの者などの個人情報も「個人情報」となります。

3 個人識別符号

法2条2項1号、2号、政令1条、ガイドライン(通則編)「2-2」

平成28年改正により、「個人情報」として、新たに、「個人識別符号が含まれるもの」が加わりました。

個人識別符号は、次の①②などであり、その詳細は政令1条に規定されています。

①身体的特徴をコンピュータ用に変換した符号・・・例えばDNA、顔、虹彩、指紋・声紋など

②個人ごとに異なるもののように割り振られたり書類等に記載・記録されたりした符号・・・例えば旅券番号、私学共済の加入者番号、運転免許証番号、個人番号など

なお、政令1条及びその委任を受けた規則に定められていないものは個人識別符号ではありません、例えば教員免許の番号などは、個人識別符号ではないものです。

4 要配慮個人情報

法2条3項、政令2条、規則5条、ガイドライン(通則編)「2-3」

平成28年改正により、「要配慮個人情報」が設けられ、個人情報取扱事業者は、この要配慮個人情報について、法令に基づく場合(本規則作成例8条2項各号に該当する場合)を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないことになりました(法17条2項)。

また、要配慮個人情報については、第三者への提供についてオプトアウト(あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することができる特例)によることができませんので、注意が必要です(法23条2項)。

5 個人情報データベース等、個人データ

法2条4項、政令3条、ガイドライン(通則編)「2-4」、「2-6」

学校法人では、取得した個人情報の多くを、取得時のバラバラな状態で保管しているのではなく、事務処理時に情報の取り出し、加工、利用等をしやすいように、コンピュータにデータベース化して収納したり、ファイリングをするときにもアイウエオ順に並べたり索引をつけたりして整理・構成していると思います。本規則作成例2条3号の「個人情報データベース」は、このように事務処理ごとに個人情報を整理しまとめた情報集合物を指しており、同条4号の「個人データ」は、そのような個人情報データベース等に整理・収納されている一つ一つの個人情報を指しています。

平成28年改正法により、個人情報データベース等から「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」は除かれることになり、具体的には、次のすべてに該当するもの(市販の電話帳、住宅地図、カーナビゲーションシステムなど)が除かれることとなりました(政令3条)。

① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

6 保有個人データ

法2条7項、政令4条、5条、ガイドライン（通則編）「2-7」

保有個人データとは、学校法人が、本人又はその代理人から請求される開示等に応じることができる権限を有する個人データのことです。ただし、6か月以内に消去されるものは除かれます（政令5条）。

7 匿名加工情報

法2条9項。ガイドライン（通則編）「2-8」同（匿名加工情報編）

平成28年改正は、「匿名加工情報」を新設し、本人の同意なく目的外利用や第三者提供を可能とする仕組みを導入しました。なお、匿名加工情報を使用することがない学校法人には、この定義は不要です。

8 個人情報を学術研究の用に供する場合

法50条1項3号、同条3項。

個人情報保護法の個人情報に関する規制は、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はその所属者が個人情報を「学術研究のために利用」する場合には、適用されません。

ただし、学術研究のために個人情報を取り扱う場合、例えば、論文として公表するときや学会発表をするときなどに個人情報を取り扱う場合にも、民法（不法行為法理）は適用されるので、その取扱いにより個人情報の本人のプライバシー等が侵害されたときは、損害賠償問題等が生じます。そのため、研究者等は、できる限り本人のプライバシー等に対し配慮する必要があります。

また、学校法人としても、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければなりません。

9 不正な個人情報取得の禁止

法17条1項、ガイドライン（通則編）「3-2-1」

10 利用目的の特定

法15条1項、ガイドライン（通則編）「3-1-1」

利用目的の特定に当たっては、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいとされています。

11 利用目的の通知又は公表

法18条1、2項。ガイドライン「3-2-3」、「3-2-4」

自ら個人情報を取得する場合や第三者から個人情報の提供を受ける場合は、少なくとも個人情報の取得後速やかに、当該個人情報の利用目的を本人に通知するか公表しなければなりません（ただ、事前に利用目的を公表していることが望ましいので、本規則作成例6条2項は、原則として利用目的を公表しておくべきものというスタイルにしています。）。

ただし、個人情報が記載された契約書等を本人から直接取得する場合や、資料請求等のためホームページの入力画面に入力した個人情報を本人から直接取得する場合など、本人から直接書面等に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、事前にその利用目的を明示しておかなければなりません。なお、例外的に、人の生命・身体・財産の保護のために緊急の必要性の中でそのようにして個人情報を取得した場合は、事後速やかに本人に通知又は公表することで足りることになっています。

12 利用目的の通知の不要な場合

法18条4項、ガイドライン（通則編）「3-2-5」

「取得の状況からみて利用目的が明らかな場合」とは、例えば、名刺の交換をしてその名刺に記載された電話番号やメールアドレス等を今後の連絡のために利用しようとするような場合です。そのような場合は、名刺の交換がお互いに自分の連絡先等を伝えようとする行為であることからいって、名刺により取得する個人情報の利用目的が明らかな場合といえるものです。しかし、

名刺に記載されたメールアドレス等を、名刺交換のときにおいて想定されたような連絡内容・態様を超えて、ダイレクトメールを送付するために利用しようとするような場合は、その個人情報の利用目的が自明であるとはいえないおそれがあり、注意が必要です。

1 3 利用目的の変更

法 15 条 2 項、18 条 3 項、ガイドライン（通則編）「3-1-2」

平成 28 年改正前は、個人情報の利用目的の変更は「変更前の利用目的と『相当の』関連性を有すると」認められる範囲を超えて行ってはならないと規定されていましたが、改正後は、「変更前の利用目的と関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならないとされ、「相当の」という文言が削除されました。

いずれにしても、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常客観的に予期し得る限度の範囲内であれば、その変更は認められることとなります。

1 4 利用目的による制限、制限の例外

法 16 条 1 項、3 項、ガイドライン（通則編）「3-1-3」、「3-1-5」

利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、事前に本人の同意が必要です。ただし、本規則作成例第 7 条 3 項 1~4 号の場合については、本人の同意は不要です。

この例外事由は、いろいろな場面でしばしば出てくるのですが、例えば、同条項の 1 号は刑事訴訟法に基づく捜査機関の捜査関係事項照会に応じる場合や国税通則法に基づく税務署の調査に応じる場合など、2 号は本人が急病や大規模災害に罹患・被災した場合に病院や行政機関に本人の個人情報を提供する場合など、3 号は児童虐待の恐れのある場合などに児童相談所や警察等へ本人の家庭事情等を情報提供する場合など、4 号は警察や税務署等からの任意の照会に応じて本人の個人情報を提供・対応する場合などです。

1 5 要配慮個人情報の取得

法 17 条 2 項、政令 7 条、規則 6 条、ガイドライン（通則編）「3-2-2」

平成 28 年改正により「要配慮個人情報」について、これを取得するには、本規則作成例 8 条 2 項各号の場合を除き、本人の事前の同意を得ることが義務付けられました。

また、要配慮個人情報の第三者への提供については、オプトアウト（本人の事前の同意を必要とせずに第三者へ情報提供できる特例）が適用されませんので、注意が必要です。

1 6 個人データの正確性の確保等

法 19 条、ガイドライン（通則編）「3-3-1」

個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確かつ最新のものとする必要とされています。

これに加えて、平成 28 年改正により、「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」という規定が追加されました。これも努力規定ですが、別に法令の定めにより保存期間が定められている場合はそれに従うことが必要です。

1 7 安全管理措置

法 20 条、21 条、ガイドライン（通則編）「3-3-2」、「3-3-3」、「8」

ガイドライン（通則編）の「8 講ずべき安全管理措置の内容」には、個人情報取扱事業者が一般的に講じなければならない「基本方針の策定」「個人データの取扱いに係る規律の整備」「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」「技術的安全管理措置」について、その内容や実践の手法等が示されているので、参考にされるとよいと思います。

1 8 個人情報保護管理者

ガイドライン（通則編）「8-3(1)組織体制の整備」

個人データの組織的安全管理措置としての組織体制の整備においては、やはり個人データの取扱いに関する責任者の設置と責任の明確化が必要といえます。その責任者として、役員など、組織横断的に指示監督することのできる者を任命し、その役割と責任を明確にしておくことが必要です。本規則作成例 10 条では、管理者を各設置校の長及び法人事務局長とし、所管する部署ごとに取扱担当者を決めるという組織体制を念頭に置いています。

1.9 個人データの管理

ガイドライン（通則編）「8-3(3)個人データの取扱い状況を確認する手段の整備」

個人データの安全管理及びそのための施策立案・実施等のためには、学内に存在・利用されている個人データや個人データベース等を一覧的に把握できるようにしておくことが前提となると思います。学校法人では、教務課、就職課、学部の事務室など、各部署ごとに個人データベース等を整理して管理・利用されていることが多いのではないかと思います。この個人情報データベースごとに、本規則作成例 13 条 1 項(1)～(7)などの項目を一枚の紙にまとめて掲記し、その紙を 1 冊の台帳に綴っておき、学内全体の個人情報データベースの状況を一览できるようにし、保有する個人データの管理に利用していくというのも一つの方法と思われ、そのようなスタイルの規則作成例としてみました。

2.0 個人データの取扱い

ガイドライン（通則編）「8-3(2)個人データの取扱いに係る規律に従った運用」

ガイドラインでは、個人データの取扱いに係る記録の整備や業務日誌の作成等を通じて、個人データの取扱いの検証を可能とすることが求められます。

2.1 情報漏えいへの対応

ガイドライン（通則編）「8-3(4)」、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）

ガイドラインや上記告示では、漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合に備えて、連絡体制の整備が求められています。上記告示では、漏えい等事案が発覚した場合の講ずべき措置について、次のことが掲げられています。

- ① 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。
- ③ 影響範囲の特定
上記②で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- ④ 再発防止策の検討及び実施
上記②の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- ⑥ 事実関係及び再発防止策等の公表
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

なお、個人情報の漏えい等事案が発覚した場合、原則として内閣府外局の個人情報保護委員会に対して報告すべきものとされていますが、次の場合は報告を要しないこととされます。

- ① 第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合等、実質的に個人データが外部に漏えいしていない場合
- ② FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合

2.2 物理的・技術的安全管理措置

物理的安全管理措置としては、個人データの取扱場所・区域や、個人データの管理場所・区域等を明確化するなどし、その取扱場所等へ入退館することについて制限を加えたり、記録を残したりする、個人データを紙で保存する場合は鍵付きキャビネット

に保管し、鍵の管理者を限定したり、閲覧記録等を残す、個人データの盗難防止のため、防犯カメラを設置する、USBメモリや個人のパソコン、スマートフォンなどによる個人データの持込・持出に厳格な制限を加えることなどが考えられ、学校法人の実情等に応じて細則等に規定するなどし、この規定が遵守されているか監査するようにすることなどが考えられます。

技術的安全管理措置としては、情報システムの個人データへのアクセスできる者を制限する、そのアクセスにはパスワードなどによる制御を加える、そのパスワードもできるだけ短期的に更新する、個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否等を定期的に確認する、情報システムへの監視システムを設ける、ソフトウェアのぜい弱性を発見・修正する仕組みを導入する、情報システムと外部のネットワークを接続しないか接続箇所にファイアウォールなどを設置することなどが考えられ、これらを学校法人の実情も考慮して細則等に規定するようにすることなどが考えられます。

このような措置は多様なものにわたり、また随時更新していくことが考えられるので、個人情報保護規則ではなく、臨機に制定・変更できるような別に定める細則等に規定していくことも考えてよいと思います。本規則作成例 15 条は、そのようなやり方を念頭に置いています。

したがって、各学校法人は、ガイドラインの内容・趣旨を十分考慮して、安全管理体制・措置について規定等の見直し・充実を図るべきものと思われま

す。なお、安全管理措置は、各学校法人における個人データが漏洩等した場合の本人が被る不利益の大きさや、事業規模、個人データの取扱状況、個人データを実際に記録している媒体の性質等を考慮した措置を講じるべきであるし、それで足りるので、そのような実情を十分ふまえて安全管理体制・措置を検討すべきものと思われま

2.3 個人データの委託

法 22 条、23 条 5 項 1 号、ガイドライン（通則編）「3-3-4」、「3-4-3」

個人データの取扱委託というのは、学校法人が宅配業者に宅配を委託する場合、クラス名簿の印刷等を委託する場合、卒業アルバムの印刷等を委託する場合など、外部業者等に何らかの業務を委託する場合に、それに必要な個人データを預けて、利用させることをいいます。

なお、委託に伴って当該個人データが提供される場合は、第三者提供に該当しません（法 23 条 5 項 1 号、本規則作成例 18 条 4 項）。したがって、学校法人は、第三者提供の場合における本人の事前同意を得たりオプトアウトを行ったりすることなく、委託先に個人データを提供することができます。

個人データの取扱いを委託する場合の安全管理について、個人情報保護法 22 条に規定されていますが、ガイドライン「3-3-4」でより詳細な指導をしていますので、これに則り、本規則作成例 16 条のような規定を設けておくことを考えてよいでしょう。

2.4 個人データの共同利用

法 23 条 5 項 3 号、6 項、ガイドライン（通則編）「3-4-3」

個人データの共同利用で、本規則作成例 17 条 2 項の要件を満たしている場合は、第三者提供に該当しません（法 23 条 5 項 3 号）。したがって、学校法人は、第三者提供の場合における本人の事前同意を得たりオプトアウトを行ったりすることなく、特定の共同利用先に個人データを提供することができます。

2.5 個人データの第三者提供

法 23 条 1 項、ガイドライン（通則編）「3-4-1」

個人情報保護法が第三者へ提供することについて規制を加えているのは、個人情報のうちの「個人データ」を提供する場合に限定しています。

第三者への提供の例としては、下記などの場合があります。

そして、個人データを第三者へ提供する場合は本人の事前同意が必要ですが、本規則作成例 18 条 1 項のとおり、本規則作成例 7 条 3 項 1~4 号に該当する場合は本人の同意は不要となります。

〔第三者への個人データの提供に当たる例〕

- ・保護者等に緊急連絡網等の連絡名簿を配付する。
- ・卒業生に卒業生名簿や卒業アルバム等を配付する。
- ・同窓会に生徒等の進学先や就職先の情報を提供する。
- ・奨学団体に当該団体が支援する奨学生の成績を提供する。
- ・団体の会員等の名簿、住所録等を会員へ配付する。
- ・学術研究に協力するために、個人情報が含まれる資料を研究者に提供する。

2.6 オプトアウト

法 23 条 2 項、3 項、規則 7 条、ガイドライン（通則編）「3-4-2」

本規則作成例 18 条 2 項は、個人データを本人の事前同意なしに第三者へ提供を行う場合の規定です。本人の事前同意を得て第三者へ提供する場合（オプトイン）に対し、オプトアウトと呼ばれます。

オプトアウトの具体的方法としては、本規則作成例 18 条 2 項 1～5 号をあらかじめ本人に通知するなどしておくことが必要であり（なお、本人が自己の個人データの第三者への提供の停止を求めるのに必要な期間を置かなければなりません。規則 7 条 1 項 1 号）、また、それを個人情報保護委員会へ届け出ておくことが必要となります。

個人情報保護委員会への届出の様式は、規則の別記様式第一として公表されています。施行は平成 29 年 5 月 30 日ですが、届出は平成 29 年 3 月 1 日から受付が始まります。

なお、オプトアウトによる個人情報の第三者への提供は、要配慮個人情報については認められないので、注意が必要です。

2.7 第三者提供に該当しない場合

法 23 条 5 項、ガイドライン（通則編）「3-4-3」

2.8 外国にある第三者への提供の制限

法 24 条、規則 11 条、ガイドライン（通則編）「3-4-4」

平成 28 年改正法により、外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規定が新設されました。

2.9 第三者提供に係る記録の作成・保管

法 25 条、規則 12 条～14 条。ガイドライン（通則編）「3-4-5」、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）「3 確認義務」「4 記録義務」

平成 28 年改正により、個人データの第三者への提供に係る記録の作成が義務付けられることになりました。ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）には、個人データを第三者へ提供する場合の確認・記録の際の留意点が詳細に示されていますので、これに則り、本規則作成例 20 条のような規定を設けておくことよいのではないかと思います。

3.0 第三者から提供を受ける場合の確認等

法 26 条、規則 15 条～18 条、ガイドライン（通則編）「3-4-6」

平成 28 年改正により、第三者から個人データを取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人データを取得する際には、提供元における当該個人データの取得経緯を示す書面の点検等合理的な方法により当該個人データの取得方法・取得経緯等を確認し、記録を保存しなければならないこととなりました。

3.1 保有個人データの本人への周知

法 27 条 1 項、政令 8 条、ガイドライン（通則編）「3-5-1」

学校法人は、保有個人データについて、本規則作成例 22 条 1 項(1)～(4)に定める事由を、本人の知り得る状態に置かなければなりません。「本人の知り得る状態」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことをいいます。

保有個人データの利用目的に、当該保有個人データを第三者へ提供することが含まれる場合は、そのことも本人が知り得る状

態に置いておく必要があります。

学校法人は、保有個人データの周知を講じるだけでなく、いわゆるプライバシーポリシーを策定し、それをホームページに掲載するなどにより公表し、あらかじめ分かりやすく説明することや、個人情報の取扱委託の有無、同委託に関する業務の内容を明らかにする等、個人情報の取扱委託処理の透明化を進めることなども重要と思われます。

3.2 利用目的の通知請求

法27条2項、3項、32条、33条、政令10条、11条、ガイドライン（通則編）「3-5-1」、「3-5-6」、「3-5-7」

保有個人データの利用目的の通知を求められたとき及び保有個人データの開示請求に対しては、手数料を徴収することができません（法33条）。

3.3 保有個人データの開示請求

法28条、32条、33条、政令9条～11条、ガイドライン（通則編）「3-5-2」、「3-5-6」、「3-5-7」

本規則作成例24条2項のように、保有個人データの開示請求書の様式等を決めていれば、開示請求をしようとする者は、必ずこれに従って開示請求しなければならないことになります。

ア 開示請求等を受け付ける方法として定める事項は、次のとおりです（政令10条）。

- ① 開示等の請求等の申出先
- ② 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- ③ 開示等の請求等をする者が本人又は政令11条に規定する代理人であることの確認の方法
- ④ 開示に要する手数料の徴収方法

イ 開示請求をすることができる代理人は、次のとおりです（政令11条）。

- ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- ② 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

ウ 開示請求を受け付ける場合のその請求者の本人確認等の方法については、特に法令で定められているわけではありませんので、各学校法人が自由に決めればよいものです。

3.4 保有個人データの訂正等

法29条、32条、政令10条、11条、ガイドライン（通則編）「3-5-3」、「3-5-6」

保有個人データの訂正等に対しては、利用目的通知請求や開示請求の場合と異なり、手数料の徴収はできません。

3.5 保有個人データの利用停止等

法30条、32条、政令10条、11条、ガイドライン（通則編）「3-5-4」、「3-5-6」。

保有個人データの「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除するほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすることを含みます。

保有個人データの利用停止等が請求された場合、その請求に理由があると認められれば、個人情報取扱事業者は遅滞なく利用停止等の措置をとることが必要になります。この場合、請求された措置をとらなくても、手続違反を是正できるようなときは、必ずしも請求されたとおりの措置を実施する必要はありません。例えば、利用目的以外の利用や第三者への提供について違反があるなどという理由で保有個人データの全部消去を求められたような場合には、当該保有個人データの目的外利用等の利用停止をすれば、手続違反を是正できることになると思われるので、その利用停止の措置をとれば足りるものと思います。他方、本人の事前同意なく要配慮個人情報を取得したとか、重大な違法性を帯びた方法により個人情報を取得したなどという理由で保有個人データの全部消去を求められたような場合には、当該保有個人データの消去をせずには手続違反の是正が図られにくいと思われまますから、その全部消去の措置をとるべきことにならないかと思えます。

保有個人データの利用停止請求に対しても、利用目的通知請求や開示請求の場合と異なり、手数料の徴収はできません。

3.6 苦情処理

法35条、ガイドライン（通則編）「3-6」

3 7 匿名加工情報

法 36 条～39 条、規則 19 条～23 条、ガイドライン（通則編）「3-7」、ガイドライン（匿名加工情報編）「3 匿名加工情報取扱事業者等の義務」

匿名加工情報の定義については、本規則作成例 2 条 6 号に、匿名加工情報取扱事業者等の義務については本規則作成例第 6 章に定めていますが、匿名加工情報を作成しない学校法人は、これらの部分は不要です。